

保護者の皆様へ

平成 年 月 日

比叡山高等学校
校長 松村 実

学校感染症による出席停止の取り扱いについて

下記の病気は、学校保健法施行規則第18条によって、他の生徒に感染するおそれのある間は登校できないことになっています。

学校感染症と出席停止

| | 病 名 | 出席停止期間 |
|-----|---|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、及び鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 | 医師の許可があるまで（治癒するまで） |
| 第二種 | インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱した後、3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発疹が消失するまで |
| | 水痘 | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| 第三種 | 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症（O157 まで）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症にかかったとき | 医師が感染のおそれがないと認めるまで |

治癒し、医師から登校の許可が出ましたら、診断書または下記の用紙を担任に提出してください。

----- キ リ ト リ -----

医師からの連絡(出席停止の取り扱いについて)

比叡山高等学校
学 校 長 様

年 組 番 生徒氏名〔 〕

病 名

出席停止期間

月 日から 月 日まで

平成 年 月 日 医療機関住所〔 〕

医療機関名〔 〕

医 師 名〔 〕